鹿児島県公報

令和5年3月24日(金)第398号の2



行 鹿 発 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

○道路の区域の変更(7件)

示

○道路の供用の開始(10件)

(道路維持課取扱い) 1

(道路維持課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の	路	線	名	変	更	の	区	間	変更前後	敷地の幅員	敷地の延長 (メートル)
種類									の別	(メートル)	(メートル)
国道	504년	<u>1</u> .		薩摩郡	さつ	ま町	求名	字立石	前	58.9~172.5	160.0
				ヶ迫13	160	番 5:	地先	から同	後	58.9~141.9	160.0
				町求名	字付	上明1	3176	番 4 地			
				先まで							

鹿児島県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	曽津高崎	奇線	大島郡	瀬戸	内町	大字	久慈字	前	9.9~46.5	1, 033. 0
			大濱の	壱13	862番	1地	先から	前	10.2 \sim 78.9	803. 0
			同町大	字久	慈字	フラ	タ1174	後	10.2 \sim 78.9	803.0
			番1地	先ま	で					

鹿児島県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路									変更	敷地の幅員	敷地の延長
\mathcal{O}	路	線	名	変	更	\mathcal{O}	区	間	前後		放地の延長 (メートル)
種類									の別	(メートル)	(メートル)
県道	石垣	加世	田線	南九州	市川	辺町	下山	田字上	前	5.8~42.9	344. 6
				桃木渡	瀬43	00番	1 地	先から	後	5.8~25.0	344. 6
				4332番	3 地	先ま	で				

鹿児島県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	
種類			の期日
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字上桃木渡瀬4300番1地先か	令和5年
		ら4332番3地先まで	3月24日

鹿児島県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更 した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に おいて一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路線名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	塗木大隅線	志布志	市志	布志	町田	之浦字	前	6.6~9.0	96. 0
		大野原	406≩	昏 1 ±	也先月	勺	後	7.0 \sim 15.6	96.0
		志布志	市志	布志	町田	之浦字	前	6.6~10.1	172. 0
		宮地原	399≩	₽3±	也先为	から399	後	7.0 \sim 17.9	172.0
		番4地	先ま	で					

鹿児島県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
---------------	-----	---------	---------

県道	塗木大隅線	志布志市志布志町田之浦字大野原406番1地先内	令和5年
		志布志市志布志町田之浦字宮地原399番3地先から	3月24日
		399番4地先まで	

鹿児島県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

					
道路 の 種類	路線名	変更の区間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	今別府串間線	志布志市志布志町帖字後迫	前	4.8~5.5	72. 1
		10170番4地先から同市志	後	9.6~15.2	72. 1
		布志町帖字堂田9938番1地			
		先まで			

鹿児島県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

		鹿児島県知事 塩	田康一
道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期 日
県道	今別府串間線	志布志市志布志町帖字後迫10170番4地先から同市	令和5年
		志布志町帖字堂田9938番1地先まで	3月24日

鹿児島県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

										鹿児島県知事	塩田康一
道路 の 種類	路	線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志柄	宮ヶ	原福	曽於市	大隅	町月	野字	上一里	前	7.5~13.9	226. 1
	山線			迫7711	番 1	地先	から	同市プ	後	6.0~34.9	223. 6
				隅町月	野字	牛次	郎94	35番:	3		
				地先ま	で						

鹿児島県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

追	 			供用開始
	の	路線名	供用開始の区間	の期日
種	重類			
県	道	志柄宮ヶ原福山	曽於市大隅町月野字上一里迫7711番1地先から同市	令和5年
		線	大隅町月野字牛次郎9435番3地先まで	3月24日

鹿児島県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

									ACT DE DOLLAR TO	
道路 の 種類	路線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原大口	崎線	曽於市	大隅	町大	谷字	宮ヶ原	前	8.6~12.5	31. 4
			前畑56	12番	1 地	先内		後	6.9~8.7	31. 4
			曽於市	大隅	町荒	谷字	鹿ノ子	前	7.7~24.2	240. 2
			1046番	7 地	先か	ら同	市大隅	後	4.1~22.9	233. 9
			町荒谷	字西	iノ阝	է978	番地先			
			まで							

鹿児島県告示第285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

		26/21/7/1/11	
道路の	路線名	供用開始の区間	供用開始 の 期 日
種類			V 791 H
県道	宮ヶ原大崎線	曽於市大隅町荒谷字鹿ノ子1046番7地先から同市大	令和5年
		隅町荒谷字西ノ段978番地先まで	3月24日

鹿児島県告示第286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により,次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路				供用開始
0	路	線名	供用開始の区間	<i>→</i> #• □
種類				の期日

国	道	226号	南さつま市坊津町泊字小泊164番1地先から163番地	令和5年
			先まで	3月24日

鹿児島県告示第287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

庇冗占	司界和事	塭	田康一
の区間			供用開始

按四击

庇旧自旧加市

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期 日
県道	岩本開聞線	指宿市新西方字見ヶ田平2662番1地先内	令和5年 3月24日

鹿児島県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路			供用開始
の	路線名	供用開始の区間	の期日
種類			
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町上名字祇園前446番1地先から同市吾	令和5年
	平町上名字己酉861番3地先まで		3月24日

鹿児島県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	黒石串良線	曽於郡大崎町持留字二子塚1268番3地先から同町持留字茶木後1257番1地先まで 曽於郡大崎町持留字茶木後1222番1地先から1208番13地先まで	令和5年 3月24日

鹿児島県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始 する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年3月24日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

鹿 児 島 県 公 報

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の 期 日
県道	志布志有明線	志布志市有明町野神字水道2718番2地先から2704番	令和5年
		2 地先まで	3月24日